

1. 「不採用」の理由

Q 1 給付奨学金の選考結果が「不採用」で不採用の事由が「家計基準を満たしていないため」となっていたが、我が家は低所得世帯であるため採用されるはずだ。

A 1 給付奨学金における家計基準による判定は、税制に準拠した計算となっており、家族構成や生計維持者が扶養している家族の人数なども影響しますので、収入・所得が少ない世帯の人は必ず対象になるとか、多い世帯の人は対象にならないというものではありません。

日本学生支援機構のホームページや申込時に受け取っている「給付奨学金案内」に収入・所得の目安を掲載していますので、ご覧くださいようお願いします。

なお、より具体的に確認したい場合は、[「支給額算定基準額の計算手順」](#)を掲載していますので、こちらに記載の手順によりご確認ください（[「支給額算定基準額判定ツール」\(excel\)](#)に入力いただければ自動計算されます）。

Q 1-1 給付奨学金の選考結果が「不採用」で不採用の事由が「家計基準を満たしていないため」となっていたが、納得できないためもう一度審査してもらいたい。

A 1-1 「家計に関する基準」の選考の内容を確認したいということであれば、[「支給額算定基準額の計算手順」](#)に記載の手順により確認できますので、お試しください（[「支給額算定基準額判定ツール」\(excel\)](#)に入力いただければ自動計算されます）。

Q 1-2 [「支給額算定基準額の計算手順」](#)により計算するための情報はどこを見ればいいのか。

A 1-2 給付奨学金における家計基準の計算には、住民税の情報が必要となりますので、市区町村発行の課税証明書を参照してください。

課税証明書に必要な情報が記載されていない場合は、市区町村役場にお問合せいただくか、マイナポータルを利用できる環境にある人は、マイナポータルの自己情報表示により確認してください。

Q 1-3 自分で計算するのではなく、実際に計算した経過と結果を教えてください。

A 1-3 計算は電子計算機により行っており、計算の結果は、今回選考結果として通知したとおりです。

[「支給額算定基準額の計算手順」](#)には電子計算機により行った計算手順を記載していますので、お手数ですがご自身で確認いただくようお願いします（[「支給額算定基準額判定ツール」\(excel\)](#)に入力いただければ自動計算されます）。

2. 「進学資金シミュレーター」との相違

Q2 日本学生支援機構のホームページに掲載している「進学資金シミュレーター（給付奨学金シミュレーション）」では支援対象だったのに、今回、「家計基準を満たしていないため」で「不採用」だった（又は、シミュレーションでは「第Ⅰ区分」だったのに、今回対象になったのは別の区分だった）。

A2 シミュレーターに注意事項として記載しているとおり、「給付奨学金シミュレーション」は入力された情報を基に試算した結果です。一方、実際の審査は、マイナンバーを利用して取得した課税標準額等の情報に基づいて行います。

双方で異なる結果が生じ得ることについてご理解ください。

＜参考＞ホームページ掲載の給付奨学金シミュレーション注意事項（抄）

・免責事項

(2) 本シミュレーションで示される給付奨学金の支援の区分は、入力された情報等を基に試算した結果によるものです。シミュレーション結果と実際の申込結果の差異について、当機構は一切の責任を負いません。

(3) 本シミュレーションにおける計算式・手順については、実際に当機構で審査を行う際の計算式・手順と概ね同一のものを使用していますが、一部異なることがあります。本シミュレーション（特に、「給付奨学金シミュレーション（生徒・学生の方）向け）」では、入力された情報に加えて、一部の情報を機械的に補っていることがあります。

なお、実際に当機構で審査を行う際には、申込者が入力する収入等によって判定を行うのではなく、原則として、申込者及びその生計維持者から提出された個人番号（マイナンバー）を用いて所得等の情報を確認する予定です。また、実際の審査では申込者自身の所得についても審査対象となります。

Q3 課税証明書をもとに進学資金シミュレーターに入力したが、その結果と今回の審査結果が異なる。

A3 進学資金シミュレーターによる支援区分の表示はあくまで試算によるものです。進学資金シミュレーターでは、利便性の観点から、審査に必要な情報のうち主な情報のみ入力いただき、一部の情報は平均値を用いるなど機械的に補っている部分があることから、実際の審査と異なる結果となる場合があります。

Q3-1 実際の審査結果と差異がある進学資金シミュレーターを公開する理由は何か。

A3-1 支援区分の算定のためには、「合計所得金額」「総所得金額等」「課税標準額」といった税情報を用いますが、これらの概念は一般的とはいいがたいものです。

一方で、事前に給付奨学金の対象になるかどうかの目安を申込前にあらかじめ確認できるようになることは、給付奨学金を希望する学生・生徒及びその保護者にとって有益であると考えています。

このため、日本学生支援機構では、わかりやすく情報を発信することを目的に、簡

易な情報をもとにシミュレーションをすることができるツールとして進学資金シミュレーターを公開しています。

Q4 我が家は公表されている基準（年収270万円など）を満たしているにもかかわらず（第Ⅰ区分で）採用されなかった。

A4 日本学生支援機構のホームページ、申込書類やその他の媒体で公表されている収入の基準は、あくまで目安です。その収入金額未満であっても、家族構成が例示と異なっている場合や、給与収入の他に事業などの所得がある場合等、必ず採用されるわけではなく、最終的には日本学生支援機構が税制に準拠した計算によって判定しています。

3. 市町村民税所得割額が0円等の人

Q5 我が家は生活保護を受給しているにもかかわらず（第Ⅰ区分で）採用されなかった。

A5 生活保護を受給していることは、直接採用の条件になっているわけではありません(※)。なお、生活保護法による各種扶助のうち「生活扶助」を基準年の1月1日時点で受給している場合には、受給している方の支給額算定基準額を0円として計算します。ただし、生活扶助を受給していることについては申込の段階であらかじめ申告が必要です。

※ 生活保護費のうち「生活扶助」以外の扶助を受けている場合も市町村民税所得割額が減額されることがありますが、給付奨学金の審査には市町村民税所得割額を直接使用しません。

Q6 市町村民税が課税されていない（市町村民税所得割が0円）にもかかわらず（第Ⅰ区分で）採用されなかった。

A6 市町村民税所得割が0円であっても、0円となった原因が税額控除（ふるさと納税による寄附金控除、住宅ローン減税による住宅借入金等特別税額控除等）、減免（災害等を原因とし、市町村の条例によって行われる市町村民税の減免）、肉用牛所得の特例といった制度によるものである場合、給付奨学金の対象とならないことがあります。

なお、給付奨学金の審査には市町村民税所得割額を直接使用しません。

4. 何らかの変更がある人

Q7 申し込んだ年に状況が変わったのだが（離婚による寡婦控除の追加、病気、失職等）、考慮してもらえないのか。

A7 審査は、申し込み時に確認できる最新の税情報に基づいて行われるため、申し込んだ年のうちに状況が変わっても、審査結果には反映されないこととなります。

2019年秋の給付奨学金の先行受付及び2020年春の在学採用に申し込んだ場合は、2018年(1月1日～12月31日)の収入情報に基づく2019年度住民税情報、2020年秋の在学採用に申し込んだ場合は、2019年(1月1日～12月31日)の収入情報に基づく2020年度住民税情報で審査を行います。

【不採用だった場合】

○ 生計維持者の死亡、事故・病気、失職や震災・火災・風水害等に被災し、家計が急

変じた場合は、その状況が発生したときから3か月以内に、給付奨学金(家計急変)を申し込むことができます。進級前の2019年1月以降、2020年3月以前に発生していた場合は、進級後2か月以内に申し込むことができます。

詳細は、日本学生支援機構のホームページをご確認いただき、在学する学校にて家計急変用の申込資料を受け取ってください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

- 秋に予定している在学採用では、更新された税情報に基づいて審査することになるため、その際に改めて申し込んでいただくことで、採用される可能性があります。

【第Ⅱ区分または第Ⅲ区分で採用された場合】

適格認定において支援区分は毎年見直されるため、本年10月以降の支援区分は変更となる可能性があります。

Q7-1 申し込んだ後に昨年分の確定申告を下方修正申告したが採用されなかった。考慮してもらえないのか。

A7-1 修正申告した時期など状況を具体的に確認する必要がありますので、奨学金相談センター(0570-666-301、平日9時~20時)にご照会いただくようお願いします。

5. その他

Q8 生計維持者が海外居住のため、マイナンバーではなく紙で提出した所得に関する証明書により審査されたが、自分で計算した結果と異なる。日本学生支援機構の計算が誤っているのではないか。

A8 海外居住者の所得の場合、扶養親族の証明書等の提出が無い場合に、それらの控除は無いものとして審査されるため、計算結果が異なることがあります。

6. 不服審査請求

Q9 給付奨学金の選考結果が「不採用」で不採用の事由が「家計基準を満たしていないため」となっていたが、納得できないため不服審査請求したい。

A9 今回の選考結果が「不採用」となっており不服があるときは審査請求できますが、審査請求いただいた場合、裁決の通知まで2ヶ月以上かかる見込みです。

「家計に関する基準」の選考の内容を確認したいということであれば、[「支給額算定基準額の計算手順」](#)に記載の手順により確認できますので、お試しください(「[支給額算定基準額判定ツール](#)」(excel)に入力いただければ自動計算されます)。

それでも納得いただけない場合は、奨学金相談センター(0570-666-301、平日9時~20時)にご照会いただくようお願いします。納得いただけない理由等をお聞きしたうえで、不服審査請求などのご案内をさせていただきます。